



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年4月4日金曜日 第1952号

◇ 目次 ◇ 告 示

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....	432
保安林予定森林.....	432
建設業者の許可の取消し.....	433
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	433
港湾施設の概要.....	433
基本測量の終了の通知.....	434
都市計画の変更（2件）.....	434
開発行為に関する工事の完了.....	434

監査公表

社団法人愛媛県果実生産出荷安定基金協会、社団法人愛媛県野菜 価格安定基金協会、財団法人愛媛県動物園協会、財団法人えひめ 女性財団、財団法人愛媛県文化振興財団、社会福祉法人愛媛県社 会福祉事業団、財団法人えひめ産業振興財団、財団法人愛媛県国 際交流協会、財団法人伊方原子力広報センター.....	435
財団法人愛媛県動物園協会、財団法人えひめ女性財団、財団法人 愛媛県文化振興財団、社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団、財団 法人えひめ産業振興財団、イヨテツケーターサービス株式会社、 特定非営利活動法人愛と心えひめ、コンソーシアムGENKI、 株式会社 ウィン.....	436
社団法人発明協会愛媛県支部、学校法人愛媛幼稚園、愛媛県民生 児童委員協議会、愛媛県管工事協同組合連合会、愛媛県商店街振 興組合連合会、愛媛県酪農業協同組合連合会、社団法人愛媛県建 設業協会、更生保護法人愛媛県更生保護会、学校法人松山学院、 学校法人河原学園.....	436
社団法人愛媛県トラック協会.....	437

教育委員会告示

指定技能教育施設の廃止.....	437
------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、
今治市菊間町佐方地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、
同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写
しを縦覧に供する。

平成20年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・いよ高縄2期
地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年4月7日から5月7日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所菊間支所

○愛媛県告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、
今治市菊間町種地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同
条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写し
を縦覧に供する。

平成20年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・いよ高縄2期地区）計
画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年4月7日から5月7日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所菊間支所

○愛媛県告示第563号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第
249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
新居浜市大生院字貴船谷2099の1、字中尾成2102の2、2102
の3
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施設要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字貴船谷2099の1・字中尾成2102の2・2102の3（以上
3筆について、次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
西条市大浜字田ノ上6285の2
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施設要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字田ノ上6285の2（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市飯岡字前坂2983

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字前坂2983(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係
書類を愛媛県庁並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第564号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-19)第15095号	平成19年8月8日	(有)川中工事	川中 隆志	新居浜市郷4-22-1	平成20年3月28日	管工事業 鋼構造物工事業	建設業者の所在が確認できないため

○愛媛県告示第565号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成20年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

上島町

越智郡上島町弓削下弓削 210 番地

代表者 上島町長 上村 俊之

越智郡上島町弓削下弓削 185 番地の 5

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡上島町魚島字井ノ頭 3 番耕地67番 1 地先の公有水面

(2) 区域

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線及び11点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町魚島字篠塚1368番5篠塚物揚場に設置された金属鉾)は、北緯34度10分48秒、東経133度19分26秒の地点

1点は、基点から真北334度30分36秒50.29メートルの地点

2点は、1点から真北306度06分35秒2.86メートルの地点

3点は、2点から真北36度08分07秒0.78メートルの地点

4点は、3点から真北306度06分17秒6.59メートルの地点

5点は、4点から真北36度06分19秒10.34メートルの地点

6点は、5点から真北126度06分17秒6.59メートルの地点

7点は、6点から真北36度08分07秒0.78メートルの地点

8点は、7点から真北126度06分13秒13.17メートルの地点

9点は、8点から真北266度45分20秒6.26メートルの地点
10点は、9点から真北270度42分08秒4.08メートルの地点
11点は、10点から真北242度30分50秒3.62メートルの地点

(3) 面積

147.49平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成18年9月22日 愛媛県指令18港第89号

4 しゅん功認可年月日

平成20年4月4日

○愛媛県告示第566号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成20年4月4日

愛媛県知事 加戸守行

種類	位置	数量及び能力
護岸	四国中央市川之江町4180番の地先	延長 135メートル
護岸	同上	延長 134.98メートル
護岸	同上	延長 30メートル
護岸	同上	延長 12.52メートル
護岸	同上	延長 7.2メートル
護岸	同上	延長 10.05メートル
浮棧橋	同上	延長 30メートル 2基

臨 港 道 路	同 上	延長 313メートル 幅員 7メートル
野 積 場	同 上	面積 46.12平方メートル
野 積 場	同 上	面積 440.41平方メートル
野 積 場	同 上	面積 440.41平方メートル
野 積 場	同 上	面積 440.41平方メートル
野 積 場	同 上	面積 440.41平方メートル
野 積 場	同 上	面積 476.49平方メートル

○愛媛県告示第 567 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成20年 4月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報作成作業）
- 2 作業期間 平成19年12月25日から
平成20年 3月17日まで
- 3 作業地域 松山市

○愛媛県告示第 568 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づ

○愛媛県告示第 570 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 4月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建（開）第61号 平成20年 3月24日	伊予市米湊字西ノ原671番 8、671番 9、678番 1 及び678番 1 地先農道	松山市朝生田町三丁目 3 番 4 号 有限会社朝生田住宅 代表取締役 田 中 浩
19松局建（開）第62号 平成20年 3月24日	伊予市本郡字町田46番 8、46番10及び46番11	伊予郡松前町大字筒井415番地 8 住 吉 忠 士
19松局建（開）第63号 平成20年 3月24日	伊予郡松前町大字北川原字扇田1065番 2	伊予郡松前町大字北黒田365番地 2 サンビレッジ伊予の里 C 202 大 川 尚 之
19松局建（開）第64号 平成20年 3月25日	伊予市下吾川字北西原1812番 1	伊予郡松前町大字南黒田654番地 2 窪 田 千 恵
19八局大土（開）第1842号 平成20年 3月25日	大洲市長浜町仁久字目當場甲 4 番 1、甲 4 番 3、甲 4 番 5、甲 4 番 6、甲 4 番 7、甲 5 番 1、甲 5 番 2 及び同市長浜字江湖甲19番56	大洲市大洲690番地の 1 大洲市長 大 森 隆 雄
19宇局建（開）第 5 号 平成20年 3月26日	北宇和郡鬼北町大字近永1418番 1	北宇和郡鬼北町大字近永800番地 1 鬼北土地開発公社 理事長 松 浦 甚 一

き、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年 4月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
四国中央都市計画臨港地区 三島川之江臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 四国中央市三島中央一丁目、三島紙屋町、村松町、川之江町の各一部
 - (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第 569 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年 4月 4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
東予広域都市計画一団地の官公庁施設
新居浜一団地の官公庁施設
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 新居浜市繁本町の一部

<p>19松局建（開）第65号 平成20年 3月26日</p>	<p>伊予郡松前町大字筒井字土居686番 1、686番 4、686番 5、687番 1、687番 2、688番 1、688番 2、689番 1、689番 2、690番 1、690番 1地先町道、690番 2、692番 1、692番 2、字石田722番 8、723番 5、724番 3、753番 1、753番 2、754番 1、754番 2、755番 1、755番 2、756番 1、756番 2、757番、758番、759番、760番、761番 1、761番 2、字竹垂水762番、763番 1、763番 2、764番 1、764番 2、765番 1、765番 2、766番 1、766番 2、767番 1、767番 2、768番 1、768番 2、769番 1、769番 2、770番 1、770番 2、771番 1、771番 2、771番 3、772番、773番、774番 1、774番 2、774番 3、775番 1、775番 2、775番 3、776番 1、776番 2、776番 3、777番 1、777番 2、777番 3、778番 1、778番 2、779番 1、779番 2、780番 1、780番 2、780番 3、781番 1、781番 2、781番 3、782番 1、782番 2、782番 3、782番 4、783番 1、783番 2、784番 1、784番 2、785番 1、785番 2、786番 1、786番 2、787番 1、787番 2、788番 1、788番 2、788番 3、788番 4、789番 1、789番 2、790番 1、790番 2、790番 3、790番 4、790番 4地先町道、790番 5、791番 1、791番 2、792番、793番、794番、794番 2、795番 1、795番 2、796番、797番 1、797番 2、797番 3、798番 1、798番 2、798番 3、799番 1、799番 2、799番 3、800番 1、800番 2、800番 5、800番 6、801番 1、801番 5、802番 1、802番 2、803番 1、字茶屋分815番 1、817番 1、818番 1、819番 1、820番、821番 1、821番 2、822番、823番 1、823番 2、824番 1、824番 2、825番、826番、827番、828番、829番、830番 1、830番 2、830番 3、831番 1、831番 2、831番 3、832番 1、832番 2、832番 3、833番 1、833番 2、834番 1、834番 2、835番 1、835番 2、836番 1、836番 2、837番、838番、839番、字樋ノ口840番 1、840番 2、841番、842番、843番、844番、845番、846番、847番、848番、849番、850番、851番 1、852番 1、853番 1、854番 1、857番 1、858番 2、大字東古泉字源助分529番 1、530番 1、531番 1、531番 2、532番 1、533番 1、533番 2、字文五郎分579番 1、579番 2、580番、581番、582番 1、582番 2、583番 1、583番 2、584番 1、584番 2、585番 1、585番 2、586番、587番 1、587番 2、588番 1、588番 2、589番 1、589番 2、590番 1、590番 2、591番 1、591番 2、591番 3、592番 1、592番 1地先町道、592番 2、字登り内593番 1、593番 2、594番 1、594番 2、595番 1、595番 2、595番 3、595番 4、596番 1、596番 2、598番 1、598番 2、598番 3、599番 1、599番 2、600番 1、600番 2、601番 1、601番 2、602番 1、602番 2、603番 1、603番 2、604番 1、604番 2、605番 1、605番 2、606番 1、606番 2、606番 3、606番 4、606番 5、607番 1、607番 2、607番 3、608番、609番 1、609番 2、610番 1、610番 3、611番 1、611番 4、612番 1、612番 6、613番 1、613番 6、614番 1、614番 5、615番 1、616番 1、617番 1、618番 3、618番 6、619番 3、619番 6、619番 7、620番 6、621番 3、621番 6、622番 3、622番 6、字東浦661番 3、662番 1、662番 5、663番 1、664番 1、665番 3、665番 9、670番 1、670番 6、671番 1、671番 7、672番 1、672番 7、673番 1、673番 7、674番 1、674番 4、675番 1、675番 3、676番 1、676番 2、678番 1、678番 2、679番 1、679番 2、680番 1、680番 2</p>	<p>松山市宮西一丁目2番1号 株式会社フジ 取締役社長 尾崎 英雄</p>
-------------------------------------	--	--

監 査 公 表

○公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年 4月 4日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光
同 白 石 友 一
同 田 中 多 佳 子
同 明 比 昭 治

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
団 体 名	基 本 金 等	
社団法人 愛媛県果実生産出 荷安定基金協会	設立 昭和47年 3月27日 資本金の額 100,000,000円 県出捐額 25,000,000円	平成19年12月21日
社団法人 愛媛県野菜価格安 定基金協会	設立 昭和46年 9月30日 資本金の額 71,954,000円 県出捐額 20,041,000円	"
財団法人 愛媛県動物園協会	設立 昭和62年 4月 1日 資本金の額 20,000,000円 県出捐額 10,000,000円	"

財団法人 えひめ女性財団	設立 平成 3年 4月 1日 基本金額 1,000,000,000円 県出捐額 1,000,000,000円	"
財団法人 愛媛県文化振興財 団	設立 昭和55年12月26日 基本金額 1,517,300,000円 県出捐額 1,200,000,000円	"
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事 業団	設立 昭和47年 4月 1日 基本金額 2,011,428,021円 県出捐額 2,011,428,021円	"
財団法人 えひめ産業振興財 団	設立 昭和61年11月 1日 基本金額 2,519,557,000円 県出捐額 950,000,000円	"
財団法人 愛媛県国際交流協 会	設立 平成元年 4月 1日 基本金額 1,500,000,000円 県出捐額 1,000,000,000円	平成19年11月29日

財団法人 伊方原子力広報セ ンター	設立 昭和58年 4月 1日 資本金の額 6,000,000円 県出捐額 2,000,000円	〃
(監査の結果) 平成18年度事業に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。		

○公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年 4月 4日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 田中 多佳子
同 明比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
財団法人 愛媛県動物園協会	平成19年12月21日
財団法人 えひめ女性財団	〃
財団法人 愛媛県文化振興財団	〃
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	〃
財団法人 えひめ産業振興財団	〃
イヨテックターサービス株式会社	〃
特定非営利活動法人 愛と心えひめ コンソーシアム G E N K I 株 式 会 社 ウ イ ン	平成19年11月29日 〃 〃

(監査の結果)
平成18年度において実施された公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

公 の 施 設 の 管 理 委 託 団 体	公 の 施 設 の 名 称	委 託 金 額
財団法人 愛媛県動物園協会	とべ動物園	372,702,000円
財団法人 えひめ女性財団	愛媛県女性総合センター	67,702,000円
財団法人 愛媛県文化振興財団	愛媛県県民文化会館	245,369,000円
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	愛媛県立愛媛母子生活支援センター	42,748,000円
〃	愛媛県身体障害者福祉センター	56,000,000円
〃	愛媛県障害者更生センター	35,000,000円
財団法人 えひめ産業振興財団	テクノプラザ愛媛	73,803,000円
〃	愛媛県産業情報センター	25,996,885円
イヨテックターサービス株式会社	えひめこどもの城	215,000,000円
〃	愛媛県体験型環境学習センター	11,000,000円
特定非営利活動法人 愛と心えひめ コンソーシアム G E N K I 株 式 会 社 ウ イ ン	愛媛県在宅介護研修センター 道後公園 愛媛県生活文化センター	39,499,085円 49,763,000円 14,485,000円

○公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年 4月 4日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 田中 多佳子
同 明比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
社団法人 発明協会愛媛県支部	平成20年 1月 8日
学 校 法 人 愛 媛 幼 稚 園	〃
愛媛県民生児童委員協議会	〃
愛媛県管工事協同組合連合会	〃
愛媛県商店街振興組合連合会	〃
愛媛県酪農業協同組合連合会	〃
社団法人 愛媛県建設業協会	〃
更生保護法人 愛媛県更生保護会	〃
学 校 法 人 松 山 学 院	〃
学 校 法 人 河 原 学 園	〃

(監査の結果)
平成18年度において実施された上記団体に対する次の補助金に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

事 業 主 体	補 助 金 の 称	補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 事 業 費	補 助 金 額
社団法人 発明協会愛媛県支部	平成18年度産業財産権流通・活用支援事業費補助金	特許流通支援巡回事業及び特許情報活用支援事業	2,771,000円	2,771,000円
学校法人 愛媛幼稚園	平成18年度私立学校運営費補助金	愛媛幼稚園の運営費	52,075,219円	25,718,000円
〃	〃	愛媛星岡幼稚園の運営費	162,356,699円	77,499,000円
〃	平成18年度私立幼稚園子育て総合支援事業補助金	愛媛幼稚園の子育て相談事業等	1,060,000円	1,060,000円
〃	〃	愛媛星岡幼稚園の子育て相談事業等	1,380,000円	1,380,000円
愛媛県民生児童委員協議会	平成18年度地区民生委員協議会活動費補助金	活動計画の作成、啓発、研修、情報収集等	8,007,950円	8,007,950円
愛媛県管工事協同組合連合会	平成18年度認定訓練助成事業費補助金（運営費）	短期課程の普通職業訓練等	5,598,142円	2,524,538円
愛媛県商店街振興組合連合会	平成18年度商店街振興組合指導事業費補助金	商店街振興組合の運営等に関する指導事業等	2,743,126円	2,718,000円
愛媛県酪農業協同組合連合会	平成18年度乳用牛群総合改良推進事業費補助金	牛群検定事業	6,292,745円	2,339,000円

社団法人 愛媛県建設業協 会	平成18年度 建設業離職 者対策推進 事業費補助 金	職業相談の実施 等	15, 154,581円	7, 577,290円
更生保護法人 愛媛県更生保護 会	平成18年度 更生保護施 設整備事業 費補助金	更生保護施設の 新築工事	237, 914,938円	11, 000,000円
学校法人 松 山 学 院	平成18年度 私立学校運 営費補助金	松山城南高等学 校の運営費	497, 366,908円	295, 245,000円
"	平成18年度 私立高等学 校就学促進 事業補助金	松山城南高等学 校の授業料の減 免措置	19, 508,800円	19, 508,800円
学校法人 河 原 学 園	平成18年度 理学療法士 等養成所初 度設備整備 事業費補助 金	専修学校愛媛医 療専門学校の新 設に係る初度 設備整備事業	52, 912,860円	7, 087,000円

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年4月4日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光
同 白 石 友 一
同 田 中 多 佳 子
同 明 比 昭 治

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日		
社団法人 愛媛県トラック協会		平成20年1月8日		
(監査の結果)				
平成18年度において実施された上記団体に対する次の交付金に係る出納その他の事務について、監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。				
事 業 主 体	交 付 金 の 称	交 付 対 象 事 業	交 付 対 象 事 業 費	交 付 金 額
社団法人 愛媛県トラック 協会	平成18年度 運輸事業振 興助成交付 金	適正化事業等	245, 471,537円	244, 614,000円

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第3号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定
により、次のとおり指定技能教育施設を廃止する旨の届出があった。

平成20年4月4日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

- 1 技能教育のための施設の名称
国際情報高等学院
- 2 廃止年月日
平成20年3月31日